

(7) ワクチンの接種状況

新型コロナワクチン接種の取組状況等 (接種率等)

1. ワクチン接種状況 (医療従事者等分を含む。5/8現在)

<オミクロン株対応ワクチン接種の状況>

区分	接種者数	接種率	<参考> 区分	接種者数	接種率
北海道	2,590,122	50.0%	全国	56,709,130	45.0%
うち65歳以上	1,287,797	76.9%	うち65歳以上	27,369,470	76.2%

<接種回数毎の接種の状況 ※全年代(5歳以上11歳以下の小児への接種分を含む) >

区分	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率	接種者数	接種率	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	4,358,723	84.1%	4,299,332	82.9%	3,699,917	71.4%	2,687,661	51.8%	1,449,078	28.0%
うち65歳以上	1,583,705	94.6%	1,579,926	94.4%	1,529,864	91.4%	1,412,388	84.4%	1,133,964	67.7%
うち小児	56,617	21.1%	54,757	20.4%	27,074	10.1%	3,601	1.3%	—	—

※接種率は令和4年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合。なお、上記はVRSの入力値等に基づくものであり(VRS未入力の場合は接種率は含まない)。また、1・2回目接種における医療従事者等は首相官邸HP公表値による。実際の接種率より低い場合等があることに留意。

新型コロナワクチン接種の取組状況等 (接種の促進)

2. ワクチン接種における道の取組状況 (北海道ワクチン接種センターの接種体制)

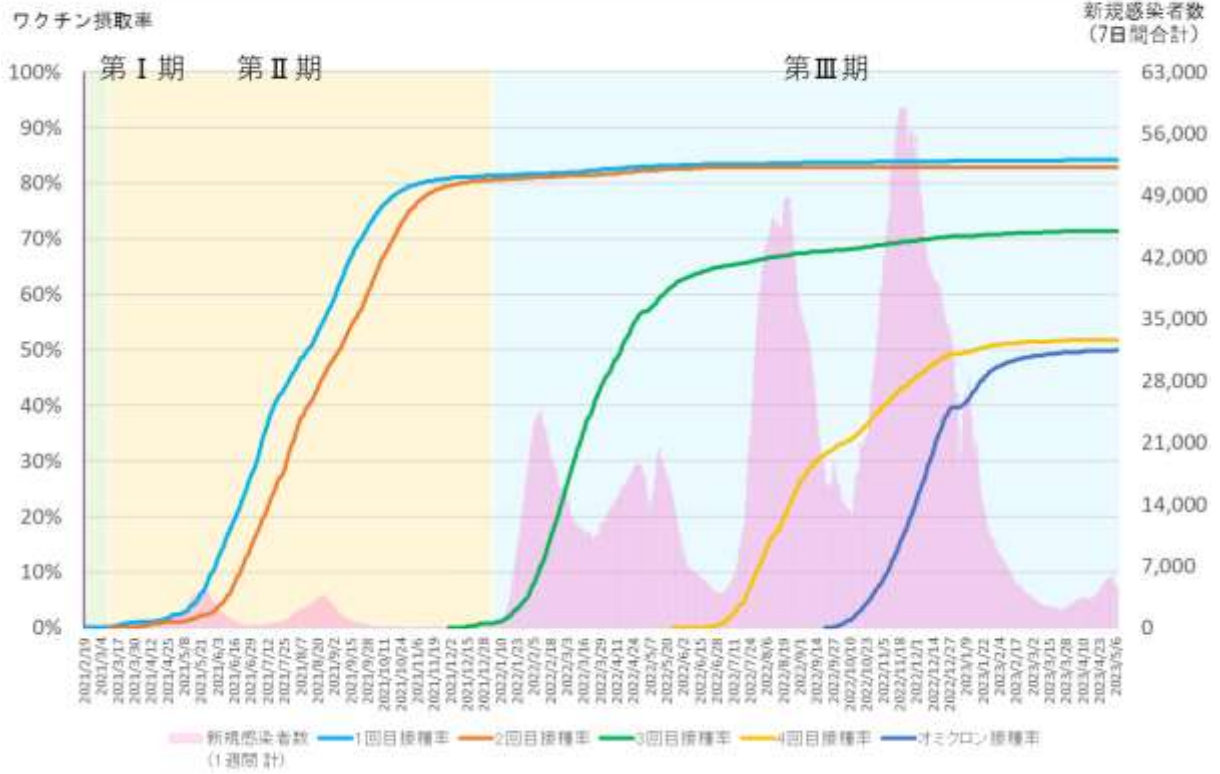
【概要】

接種会場	ホテルエミシア札幌(札幌市厚別区厚別中央2条5丁目)
接種体制	運営：北海道新型コロナワクチン集団接種会場運営委託業務受託コンソーシアム 協力機関：北海道医師会、札幌医科大学、北海道薬剤師会、北海道看護協会等

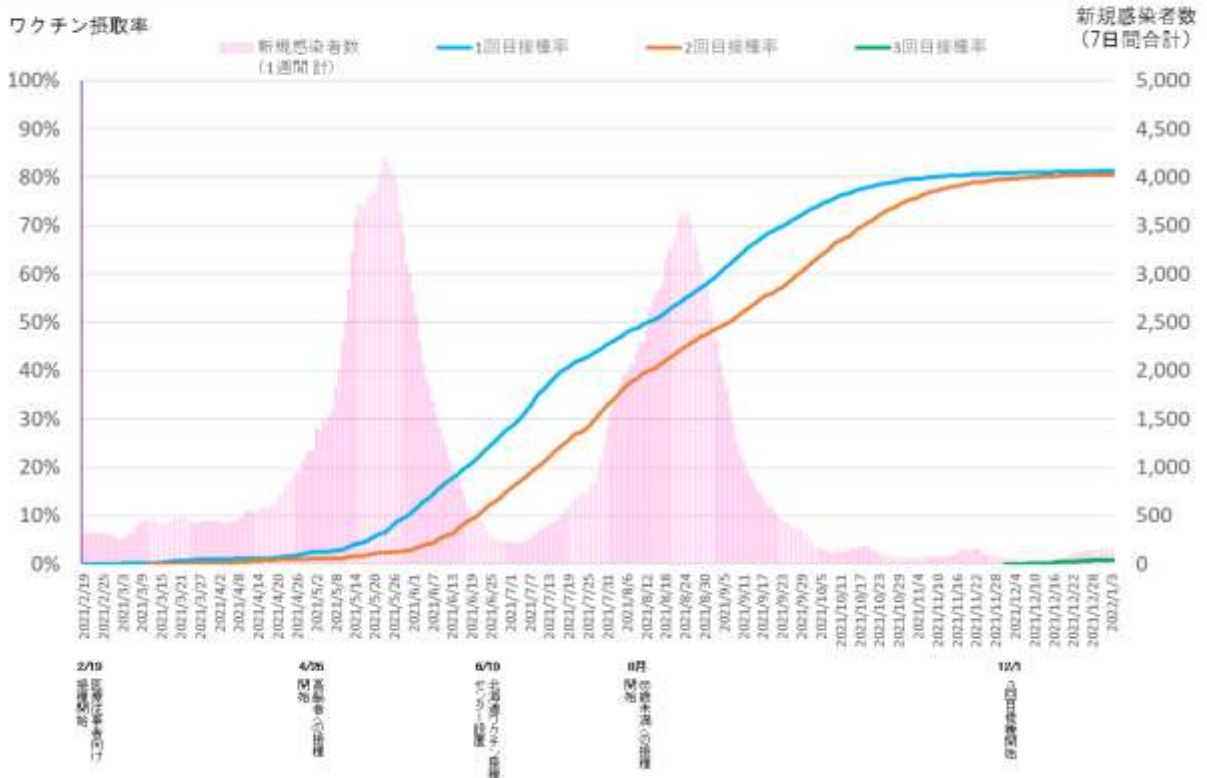
【接種状況】

クール	期間	ワクチン	延べ日数	接種回数	年度計
第1クール	令和3年 6月19日～ 8月13日	武田/モデルナ	56	39,092	86,786
第2クール	令和3年 8月23日～10月21日	武田/モデルナ	60	40,902	
	令和3年 9月11日～ 9月12日	アストラゼネカ	2	182	
第3クール	令和4年 2月11日～ 3月27日	武田/モデルナ	17	6,610	
第4クール	令和4年 4月 9日～ 5月29日	武田/モデルナ	19	4,331	
第5クール	令和4年 6月 5日～ 9月25日	武田(ノババックス)	17	2,582	
	令和4年 7月 2日～ 8月27日	モデルナ	10	2,193	
第6クール	令和4年10月 8日～12月18日	武田(ノババックス)	15	2,028	16,938
	令和4年10月29日～12月17日	ファイザー2価(BA.4/5)	10	3,568	
第7クール	令和5年 1月14日～ 3月25日	ファイザー2価(BA.4/5)	18	1,740	
	令和5年 1月15日～ 3月26日	武田(ノババックス)	6	496	

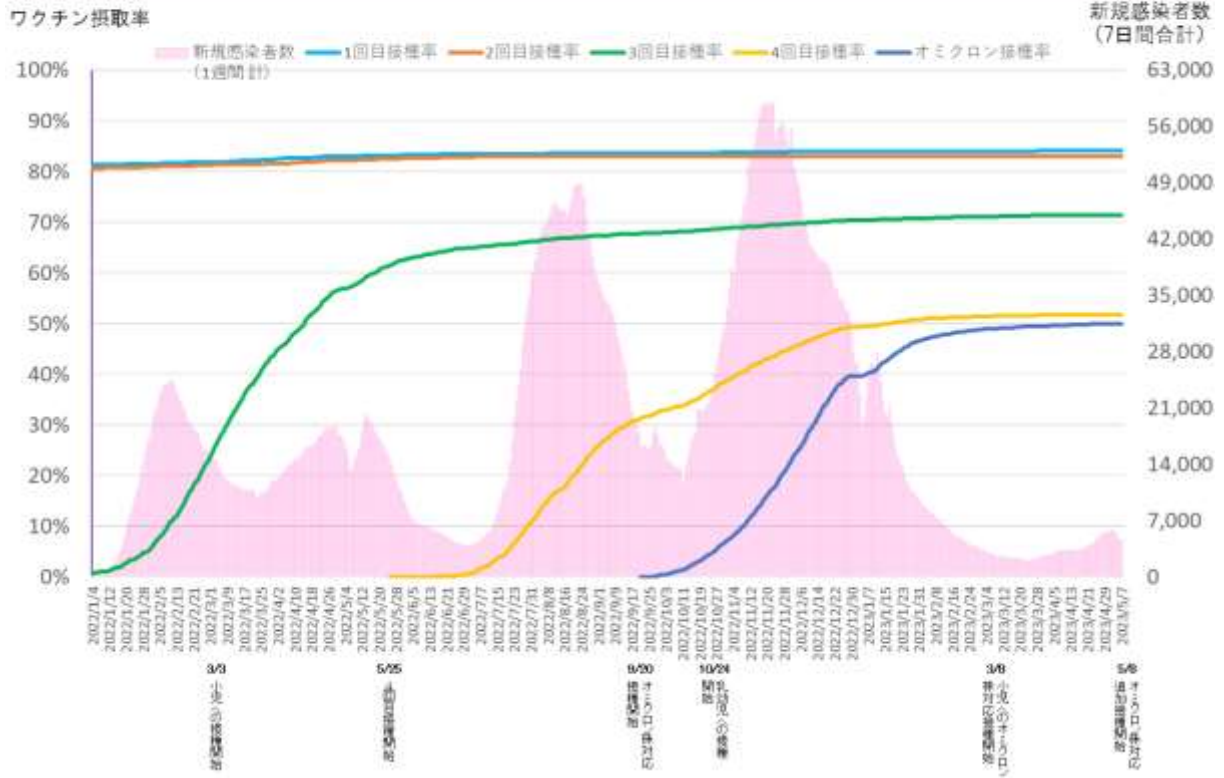
新型コロナワクチンの接種率



新型コロナワクチンの接種率 第Ⅰ期・第Ⅱ期



新型コロナワクチンの接種率 第Ⅲ期



(8) 道民・事業者等への要請内容の変遷

※色区分

第Ⅰ期	～ (R2.1～R3.3頃) 毒性、感染力等の特性が明らかでなかった時期から特性や感染が起きやすい状況についての知見が深まり、地域・業種を絞った対策を講じた時期
第Ⅱ期	～ (R3.3頃～R4.1頃) アルファ株からデルタ株の変異株に対応した時期
第Ⅲ期	～ (R4.1頃～R5.5頃) オミクロン株に対応した時期

年月日	要請内容等
令和2年 2月28日	● 【北海道独自】「新型コロナウイルス緊急事態宣言」 (2/28～3/19) ・週末の外出を控えることを呼びかけ
令和2年 4月8日	● 新型コロナウイルス感染症集中対策期間 (4/8～4/16) ・手洗いと咳エチケットの徹底 ・外出する際の3つの事項の確認 ・集団感染の要因となる「3つの密」を避ける
令和2年 4月17日	● 「北海道」における緊急事態措置 (4/17～5/25) ・「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」 ・生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛。札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛 ・「3つの密」（密閉・密集・密接）が重なる懸念のある集会・イベントの開催自粛 ・人と人との物理的な距離（互いに手を伸ばしても届かない距離）を保つ取組【ソーシャルディスタンス】を日々の行動において浸透させていく 等
令和2年 5月25日	● 感染拡大防止に向けた取組 (5/25～5/31) ・不要不急の外出自粛、札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛要請 ・施設の使用停止・催物（イベント）の開催停止（自粛）の要請 ・新しい生活様式の実践
令和2年 5月26日	● 新北海道スタイル (5/26～R5.5/7) ・北海道全体で感染リスクを低減させ、事業継続や拡大に繋げていくための新しいライフスタイルやビジネススタイル ・5/26 「新北海道スタイル」キックオフミーティング開催 ・6/26 新北海道スタイル推進協議会設立
令和2年 6月1日	● 感染症対策に関する基本方針 (6/1～7/31) ・「新北海道スタイル」実践による感染拡大の防止 ・施設の休業要請は「新北海道スタイル」の準備が整い次第解除 ・催物は、概ね3週間ごとに、段階的に規模要件緩和
令和2年 8月1日	● 新北海道スタイル集中対策期間 (8/1～9/30) ・接待を伴う飲食店へ働きかけ ・接待を伴う飲食店以外への働きかけ ・宿泊・交通事業者への働きかけ
令和2年 10月28日	● 集中対策期間 (10/28～R3.3/7) ・発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える ・飲酒を伴う場面などにおける感染リスクを回避する行動の実践（特に札幌市内での徹底） ・マスクの着用など高齢者、基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践 ・テレワークの推進や時差出勤などの更なる活用 等
令和3年 3月8日	● 感染の再拡大防止に向けて (3/8～5/8) ・感染防止行動の実践（3つの場面での行動のポイント） ・道の取組（行動変容の定着に向けた普及啓発等、感染再拡大の予兆の探知等、予兆に対する迅速な対応）

年月日	要請内容等
令和3年 5月9日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置 (5/9~5/15) <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市内を対象区域に指定 ・飲食店、遊興施設に対し、酒類提供を行わない、時短（営業20時まで）等を要請 ・大規模な集客施設に対し、時短（営業20時まで）を要請
	<ul style="list-style-type: none"> ● まん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組 (5/9~5/15) <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市を除く全道域に札幌市との不要不急の往来自粛や基本的な感染防止行動の実践を要請
令和3年 5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道における緊急事態措置 (5/16~6/20) <ul style="list-style-type: none"> ・全道に不要不急の外出を控えるよう要請 ＜特定措置区域：札幌市、小樽市、旭川市、石狩振興局管内＞ <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等に対し、休業（酒類提供飲食店等）・時短（営業20時まで）等を要請 ・大規模な集客施設に対し、時短（営業20時まで）・土日祝日休業を要請
令和3年 6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道におけるまん延防止等重点措置 (6/21~7/11) <ul style="list-style-type: none"> ＜措置区域：札幌市内＞ <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等に対し、時短（酒類提供19時※営業20時まで）等を要請 ※酒類提供は、人数要件、アクリル板の設置等一定の要件を満たした店舗に限る。 ・大規模な集客施設に対し、時短（20時）等を要請 ＜経過区域：小樽市、旭川市、石狩振興局管内＞ <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等に対し、時短（酒類提供20時、営業21時まで）等を要請
令和3年 7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 夏の再拡大防止特別対策 (7/12~8/1) <ul style="list-style-type: none"> ＜対象地域：全道域＞ <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策の徹底・感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急の往來を控える ＜重点地域：札幌市＞ <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える ・飲食店等に対し、時短（酒類提供20時、営業21時まで）等を要請
令和3年 8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道におけるまん延防止等重点措置 (8/2~8/26) <ul style="list-style-type: none"> ＜措置区域：札幌市内＞ <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出や移動を控える ・飲食店等は、酒類提供を行わない、営業時間は5時から20時まで ＜その他市町村＞ <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市との不要不急の往來を控える
令和3年 8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道における緊急事態措置 (8/27~9/30) <ul style="list-style-type: none"> ＜対象地域：全道域＞ <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出を控えるよう要請 ＜特定措置区域：札幌市、小樽市、旭川市、石狩振興局管内＞ <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等は、休業（酒類提供飲食店等）、酒類を提供しない飲食店の営業時間は5時から20時まで ・大規模な集客施設に対し、時短（営業20時まで）等を要請
令和3年 9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者認証制度 受付開始 (9/24~R5.3/20) <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店の感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、認証 ・札幌市：9/24~ 札幌市を除く石狩管内、小樽市、旭川市、函館市：10/1~ ・その他地域：10/22~ 受付開始

年月日	要請内容等
令和3年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 秋の再拡大防止特別対策 (10/1~10/31) <対象地域：全道域（期間：10/1~10/31）> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策の徹底 ・感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急の往來を控える <重点地域：札幌市（期間：10/1~10/14）> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える ・飲食店等に対し、時短（酒類提供19時30分、営業20時まで）等を要請 ※第三者認証店については、酒類提供20時、営業時間21時まで可能
令和3年 11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「冬の感染拡大防止に向けて」 (11/1~) ・特措法に基づく協力要請は終了（イベント除く）し、感染防止行動の呼びかけを実施
令和3年 11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「年末年始における感染拡大防止に向けて」 (11/30~) ・年末年始における感染拡大を回避するために、基本的な感染防止行動の呼び掛けを実施
令和4年 1月8日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「冬期間における感染拡大防止に向けて」 (1/8~1/26) ・国内におけるオミクロン株の感染の広がりを踏まえ、道内での感染拡大を回避するため、基本的な感染防止行動の呼び掛けを実施
令和4年 1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道におけるまん延防止等重点措置 (1/27~3/21) <措置区域：全道域> <ul style="list-style-type: none"> ・混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える ・不要不急の都道府県間の移動は極力控える ・飲食店等に対し時短等を要請 （認証店）営業5時から21時まで、酒類提供11時から20時まで、又は 営業5時から20時まで、酒類提供しない （非認証店）営業5時から20時まで、酒類提供しない
令和4年 3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「年度末、年度始めにおける再拡大防止対策」 (3/22~4/17) ・人事異動、進学などによる人の入れ替えに伴う感染拡大を回避するため、基本的な感染防止行動を実践
令和4年 4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」 (4/18~) ・感染力が強いとされるBA.2系統への置き換わりが懸念される中、感染の急拡大を防いでいくため、道民の皆様特に3つの行動（普段から、飲食では、感染に不安を感じる時は）のご協力をお願い。 ・道民や来道者に対して、3つの行動やワクチンの3回目接種など、ゴールデンウィークに実践いただきたい行動を呼び掛け(4/27~)
令和4年 5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い (5/27~) ・3つの行動とワクチンの接種 ・イベント開催についての要請 ・マスク着用の注意点
令和4年 8月10日	<ul style="list-style-type: none"> ● BA.5対策強化宣言である「夏の感染拡大防止パッケージ」 (8/10~31) ・道が中心に取り組む「保健・医療提供機能の十分な発揮」と道民等が取り組む「感染防止行動の徹底とワクチンの接種」、事業者等が取り組む「感染防止対策と社会経済活動の両立」を呼びかけ
令和4年 9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「医療のひっ迫と感染の拡大を防ぐ取組」※BA.5対策強化宣言継続 (9/1~30) ・緊急避難措置としての全数届出の見直しを行わず、健康フォローアップセンターの機能や体制の検討を行うなど、必要な対応を加速

年月日	要請内容等
令和4年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「全数届出の見直しに対応した取組の推進」 (10/1～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅療養者へのサポートの強化など、道としての取組を推進。道民や事業者に、引き続き、基本的な感染防止行動の実践とワクチン接種などを呼びかけ ・ 10月中旬以降の来道者の増加を見越し、全数届出の見直し後の新たな療養支援について、あらかじめ観光事業者等と認識を共有
令和4年 11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ● 道民の皆様へのお願い (11/18～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染対策の再底 ・ オミクロン株対応ワクチンについて速やかな接種を検討 ・ 高齢者や基礎疾患を有する方と接する場合、検査を受ける
令和4年 11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ● 道民の皆様へのお願い (11/25～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染対策の再底 ・ オミクロン株対応ワクチンについて速やかな接種を検討 ・ 事業者の方々へ業務家族計画の策定・点検
令和4年 12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「年末年始における感染拡大防止に向けて」 (12/15～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染リスクが高まる3つの場面における5つの行動について呼びかけ ・ 季節性インフルとの同時流行に備えた外来医療提供体制の整備や検査体制の確保、観光事業者や観光客への感染防止対策について呼びかけ
令和5年 1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「冬の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」 (1/13～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染防止行動の徹底、特に冬のイベント参加時における一層の徹底 ・ 日頃からの備えとワクチン接種の検討
令和5年 2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ● マスク着用は個人の判断が基本となります (2/10～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診時など、周囲の方に感染を広げないためにマスクを着用 ・ 高齢者等は、ご自身を感染から守るためにマスク着用が効果的
令和5年 3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「道民の皆様へのお願い」 (3/13～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度末・年度始めにかけて、基本的な感染対策を含め、感染に不安を感じるときや症状があるときの行動について再確認を呼びかけ
令和5年 4月21日	<ul style="list-style-type: none"> ● 5類感染症に移行します (5/8～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行後の基本的感染対策は個人や事業者の判断が基本 ・ 症状があるときは、かかりつけ医または健康相談センターに相談

北海道スタイル

■内容 国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向け、北海道に関わる全ての方々の知恵を集め、取組を可視化し、道民の皆様と事業者の方々が連携しながら、北海道全体で感染リスクを低減させ、事業継続やビジネスチャンス拡大に繋げていくための新しいライフスタイルやビジネススタイル。

■北海道スタイル推進協議会

令和2年6月26日 設立 会員数：1,957

■北海道スタイル取組事例

感染拡大防止の取組を積極的に実施している事業所等を紹介。

■北海道ビジネスモデル

「北海道スタイル」を導入しながら、様々なアイデアや工夫によって新たなビジネスを実践している事業者・団体の取組を紹介する事例集を発行。

⇒HBCテレビ「北のビジネス最前線」にて事例紹介

■北海道スタイルアイデアコンテスト

道内の中高生や大学生等を対象に、感染症対策を効果的・効率的に取り組むためのアイデアを募集。道内100校から765件の応募があり、受賞アイデアを決定。

■今後の対応

令和5年5月8日以降、基本的な感染対策は個人や事業者の判断に委ねられることから、取組は5月7日で終了（北海道スタイル推進協議会は5月8日付で廃止）。

今後は、これまで構築してきた企業等とのネットワークを活用して感染防止に資する情報等の共有に取り組む。

「北海道スタイル」安心宣言

私たち事業者は、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
「7つの習慣化」
に取り組めます！

1. スタッフの小まめな手洗いに取り組みます。
2. スタッフの健康管理を徹底します。
3. 施設内の定期的な換気を行います。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
 - ・一定の距離(2m程度)を確保するソーシャルディスタンス。
 - ・間仕切りなどの活用。
 - ・人数制限や空席の確保。
 - ・待差出勤、テレワーク など
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
7. 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。
(感染症対策の可視化(見える化))
(店名)○○○○○○○

※令和5年3月13日以降、「マスクの着用」は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とすることに変更。

飲食店の第三者認証制度

■目的 飲食店の感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、対策が実施されている場合に認証する制度により、飲食店における感染防止対策の実効性を高める。

■実施内容 (1) 対象者 道内で飲食業の営業許可を受けている事業者
(2) 認証基準 22項目

※国のマスク着用に関する方針の変更を踏まえ、令和5年3月13日から「食事中以外のマスク着用の推奨」等に関する基準を削除

(3) 認証の流れ 申請 → 現地調査 → 認証 → 事後調査
(4) 認証のメリット (3カ月経過後実施)

- ・店舗における感染拡大のリスク低減
- ・感染防止対策にしっかりと取り組んでいることをアピール
- ・道ホームページで広く公表し、キャンペーン等により認証店の利用を促進
- ・行動制限時の営業時間や酒類提供に係る制限緩和

■制度運用開始 令和3年9月24日(令和5年3月20日に新規認証受付を終了)

■認証状況

(令和5年3月31日現在)

	認証件数	認証率
札幌市	7,662件	71.9%
他地域	12,280件	63.5%
全道	19,942件	66.5%

※対象飲食店(推計)

- 全道3万店舗
- ・札幌 約1.1万店舗
- ・他地域 約1.9万店舗



■感染対策の実効性の確保 令和4年2月4日から、認証店の事後調査を開始
【実施件数】 19,239件(令和5年3月31日現在)

■今後の対応

国の基本的対処方針の廃止に伴い、令和5年5月7日をもって本制度は廃止。
今後は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、必要に応じて、登録先メールアドレスへの情報提供を実施。

<道民・事業者等への要請と人流等の状況>

<要請の目的：国の専門家の見解（R2.5/29 専門家会議提言）>

■緊急事態宣言による外出自粛等の要請の主な目的は、

- ①感染拡大を防ぎ、新規感染者数を減少させることで、市民の生命と健康を守ること
- ②新規感染者数を減少させることで、医療提供体制の崩壊を未然に防止し、普段であれば救える命が救えなくなるような事態を防ぐ

【緊急事態措置等の実施状況】

	時期	措置	対象地域 (行動制限等)
Ⅰ期	R2.2.28 ~3.19	道独自の緊急事態宣言	全道
	R2.4.17 ~5.25	緊急事態措置	全道
Ⅱ期	R3.5.9 ~5.15	まん延防止等重点措置	札幌市
	R3.5.16 ~6.20	緊急事態措置	全道
	R3.6.21 ~7.11	まん延防止等重点措置	札幌市、旭川市、小樽市、石狩管内
	R3.8.2 ~8.26	まん延防止等重点措置	札幌市
	R3.8.27 ~9.30	緊急事態措置	全道
Ⅲ期	R4.1.27 ~3.21	まん延防止等重点措置	全道(外出自粛要請は実施せず)

【措置実施後、ピークアウトまでの日数】

	第Ⅰ期		第Ⅱ期		第Ⅲ期
	道独自の緊急 事態宣言 (R2.2.28~)	緊急事態措置 (R2.4.17~)	まん延防止等 重点措置※1 (R3.5.9~)	まん延防止等 重点措置※2 (R3.8.2~)	まん延防止等 重点措置 (R4.1.27~)
新規感染者	16日	16日	8日	25日	15日
年代別新規感 染者 (30代以下)	—	13日	6日	21日	12日
年代別新規感 染者 (60代以上)	14日	17日	18日	20日	21日
入院患者数	16日	30日	16日	28日	29日
重症者数	—	29日	17日	37日	41日

※1 まん延防止等重点措置に続き、R3.5.16から緊急事態措置、R3.6.21からまん延防止等重点措置を実施。

※2 まん延防止等重点措置に続き、R3.8.27から緊急事態措置を実施。

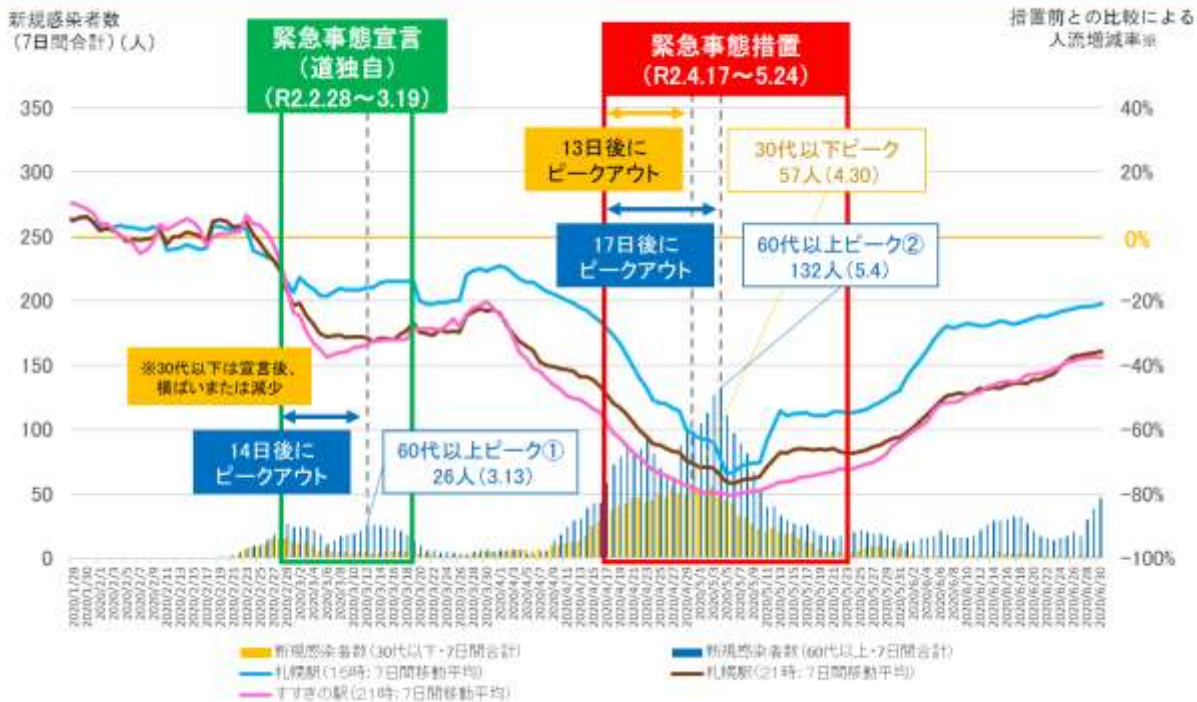
行動制限と人流及び新規感染者の状況 第1期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に道作成

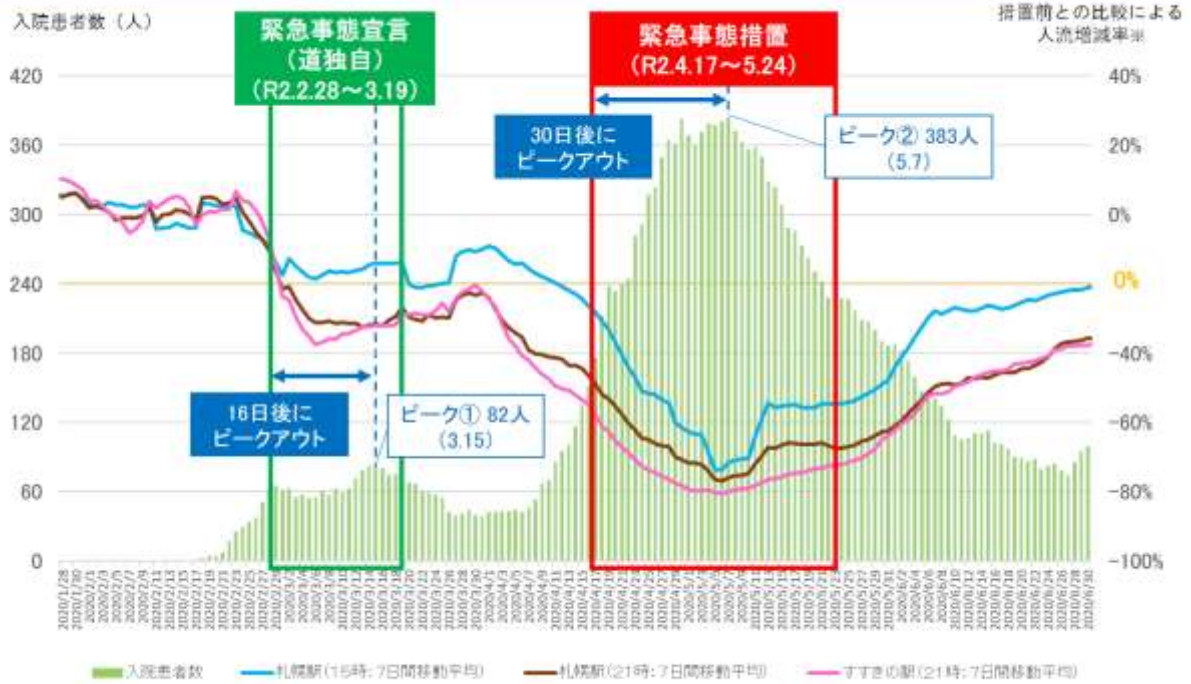
行動制限と人流及び年代別新規感染者の状況 第1期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に道作成

行動制限と人流及び入院患者数の状況 第1期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に追作成

行動制限と人流及び重症者数の状況 第1期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

※重症者数は公表時(R2.4.11)から記載

出典:(株)Agoop提供データを基に追作成

(第1期)国の専門家による評価等

<道独自の緊急事態宣言 (R2. 2/28~3/19) >

(国の専門家の評価等 (R2. 3/19 専門家会議提言))

■北海道知事による緊急事態宣言を契機として、道民の皆様が日常生活の行動を変容させ、事業者の方々が迅速に対策を講じられたことについては、急速な感染拡大の防止という観点からみて一定の効果があったものと判断しています。ただし、緊急事態宣言、大規模イベントの自粛要請等のうち、どのような対策やどのような行動変容が最も効果を上げたかについては定かではありません。

<特措法に基づく緊急事態措置 (R2. 4/17~5/25) >

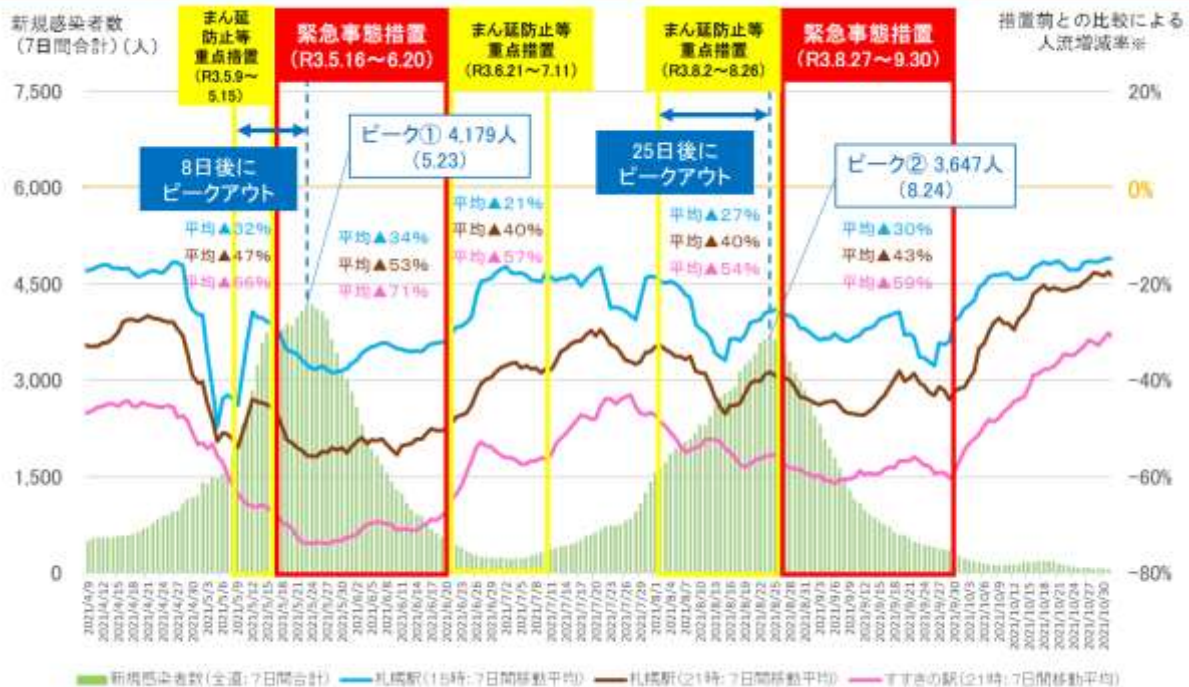
(国の専門家の評価等 (R2. 5/29 専門家会議提言))

■リスクの高い繁華街などでの休業要請や営業自粛が都市部で早くから実施されていた効果や、クラスターが見られた3密環境の対策を含めて市民の行動変容がある程度起きていたことによるクラスター発生予防効果などの成果であると考えられる。

■緊急事態宣言による以下のような変化を通じ、新規感染の抑制に貢献した可能性が高い。

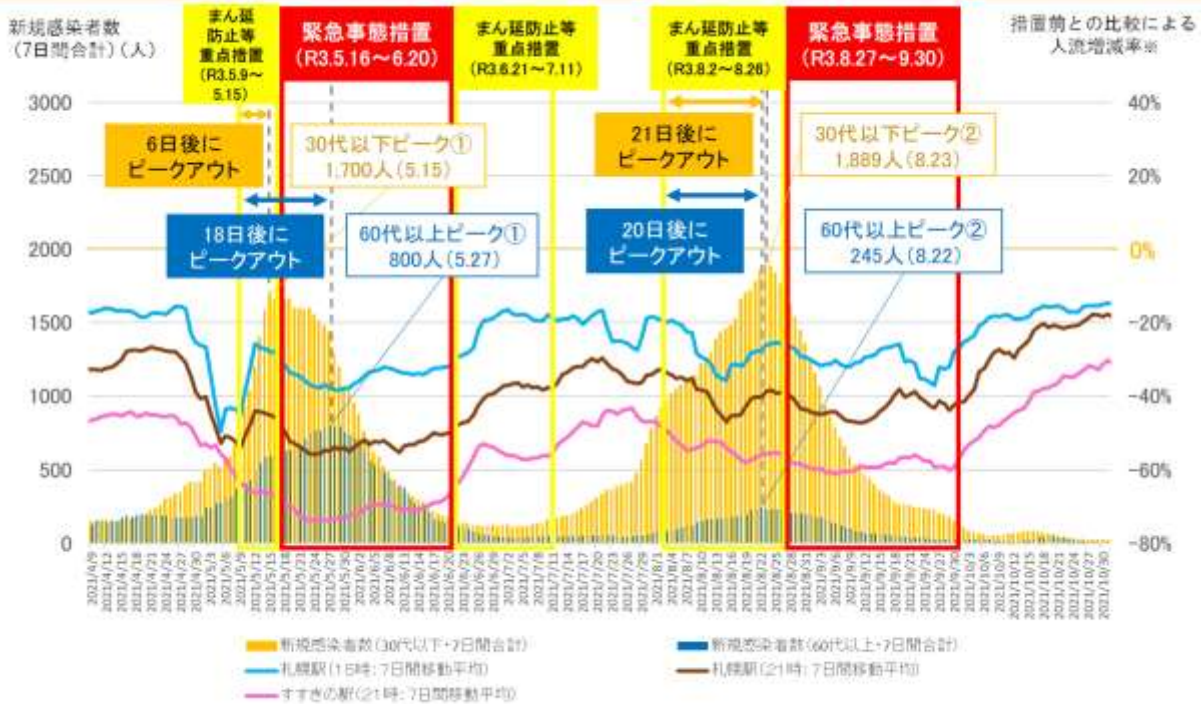
- ①緊急事態宣言期間中を通じて、感染者と感染する可能性がある人との接触機会が継続して抑制され、その減少が維持された可能性
- ②クラスターが発生しやすい場所・施設の利用機会が、外出自粛要請及び施設の使用停止の協力要請や使用制限との組み合わせにより新規感染が抑制された可能性
- ③感染拡大は大都市圏から地方へと波及する傾向にあったが、域外への外出自粛を要請することで、人の移動が抑制され、地方都市への感染拡大に歯止めがかけられたこと
- ④4月16日から5月14日までは全国が対象となり、国と連携して、全国の都道府県知事の下、一体となって対策が推進されたことなどが挙げられる

行動制限と人流及び新規感染者の状況 第II期



出典: (株)Agoop提供データを基に道作成

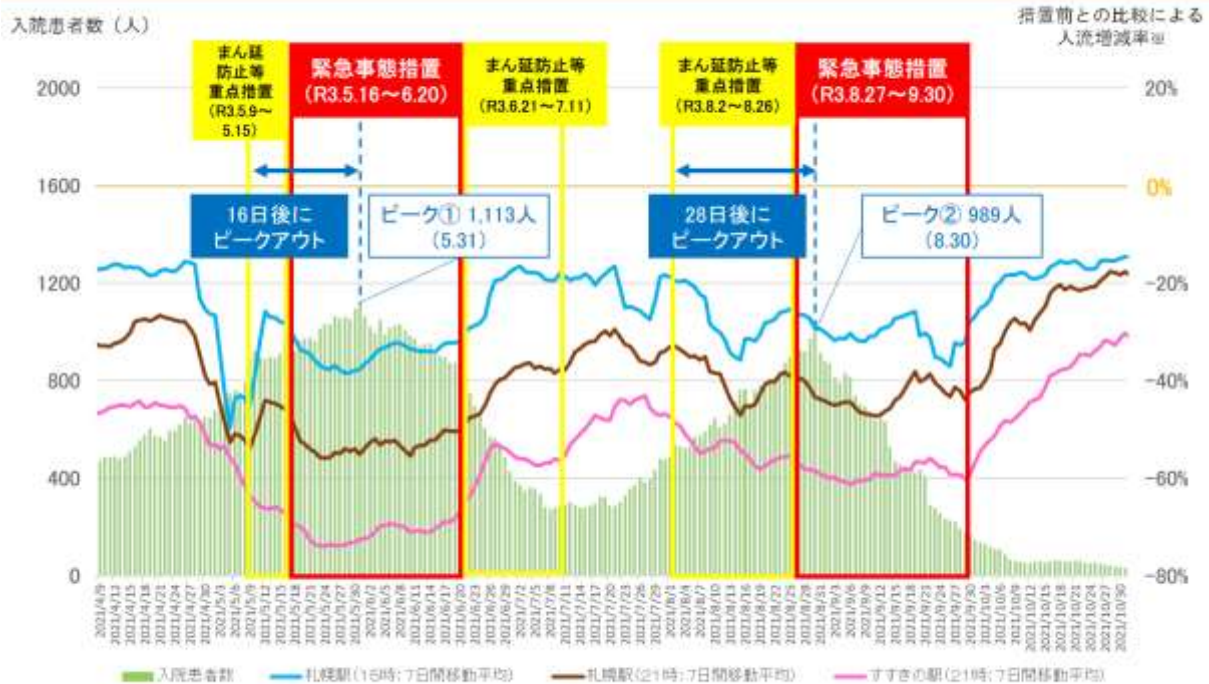
行動制限と人流及び年代別新規感染者の状況 第II期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に追作成

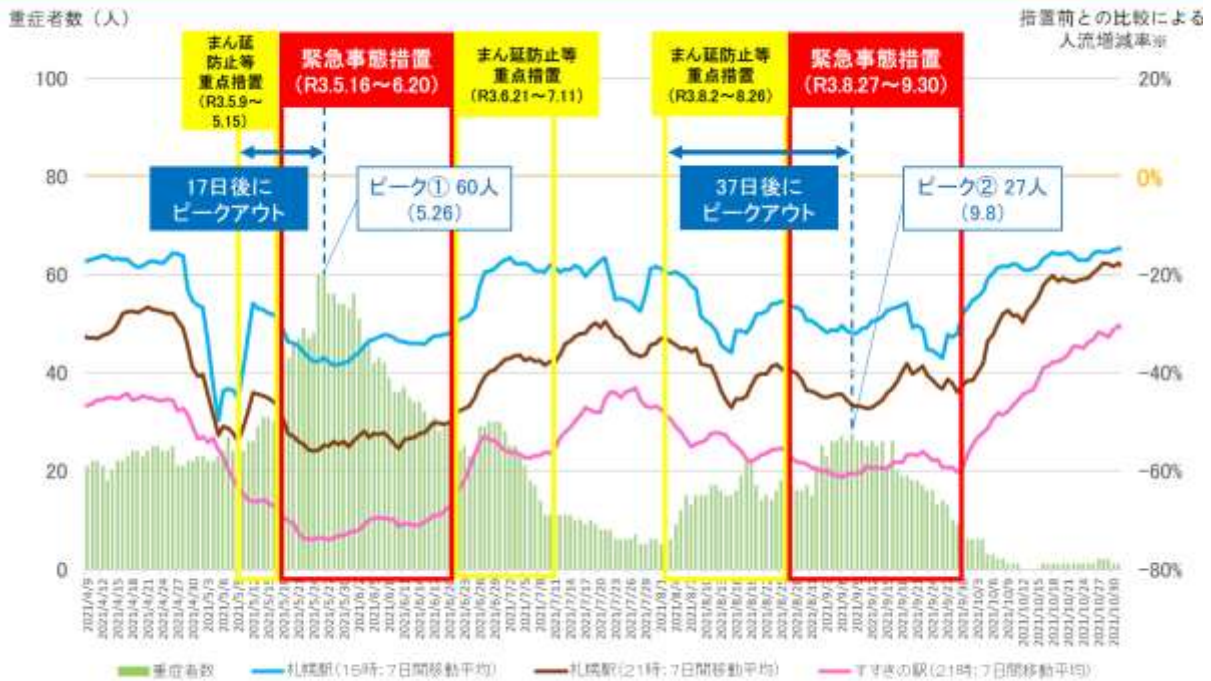
行動制限と人流及び入院患者数の状況 第II期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に追作成

行動制限と人流及び重症者数の状況 第Ⅱ期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28～2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典：(株)Agoop提供データを基に道作成

(第Ⅱ期)国の専門家による評価等

<特措法に基づく緊急事態措置 (R3. 5/16～6/20) >

(国の専門家の評価等 (R3. 6/2 アドバイザリーボード (以下ADBという)))

■北海道は、緊急事態措置の開始から2週間経過。緊急事態措置後に夜間滞留人口、昼間滞留人口とも減少し、低い水準で横ばいとなっており、今後も新規感染者数の減少が見込まれるが、こうした傾向が継続するか注視が必要。札幌の医療提供体制は厳しく、病床使用率が高い状況が続き、市外への広域搬送事例も見られている。また、札幌以外の地方部でも福祉施設等でクラスターが発生している。拡大させないための対応が必要。

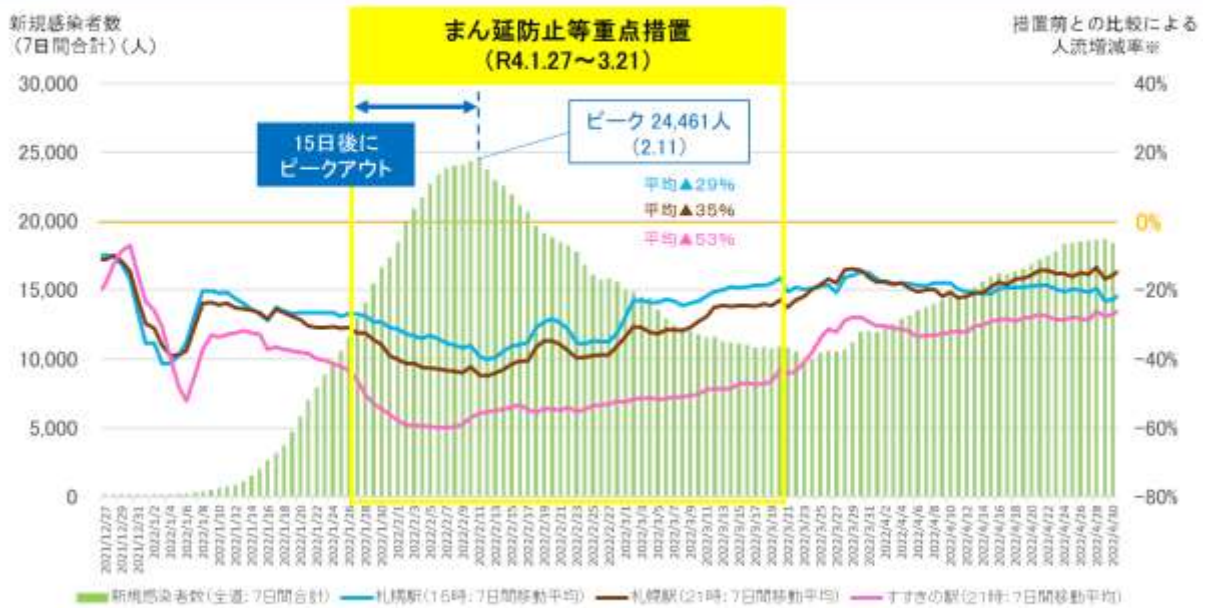
(国の専門家の評価等 (R3. 6/16 ADB))

■全国的に新規感染者数の減少傾向が続く可能性があるが、アルファ株及びデルタ株により、これまでより感染拡大が速く進むことが想定されることから、人流の増加の動きに留意が必要。すでに人流が増加傾向に転じた地域もあり、そうした地域では、新規感染者数の下げ止まりや、リバウンドが生じる可能性もある。

■緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置(重点措置)区域では、市民や事業者の協力により、減少傾向が見られており、その効果は着実に現れている。医療提供体制は、病床使用率が高水準となっている地域もあるが、新規感染者数、療養者数の減少に伴い、全般的に負荷の低下は見られている。

行動制限と人流及び新規感染者の状況 第Ⅲ期

・第Ⅲ期のまん延防止等重点措置の実施時における人流は、措置前と比べ減少しているが、措置の期間の後半になるにつれて上昇が見られた。

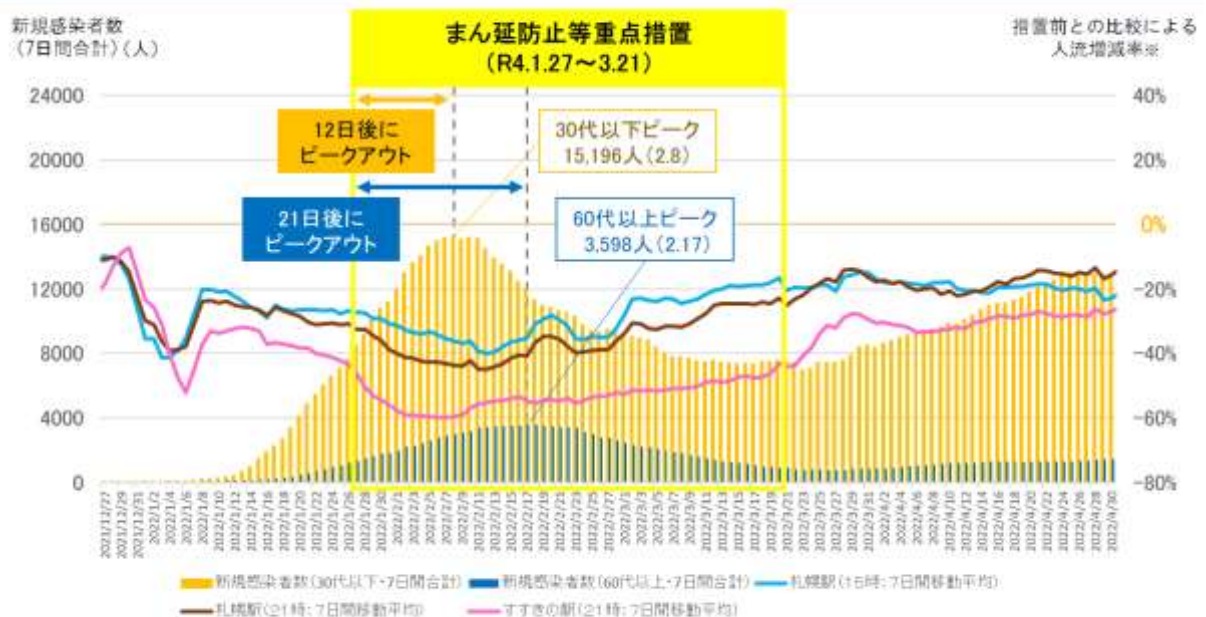


※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に追作成

行動制限と人流及び年代別新規感染者の状況 第Ⅲ期

・第Ⅲ期のまん延防止等重点措置の実施時における人流は、措置前と比べ減少しているが、措置の期間の後半になるにつれて上昇が見られた。



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に追作成

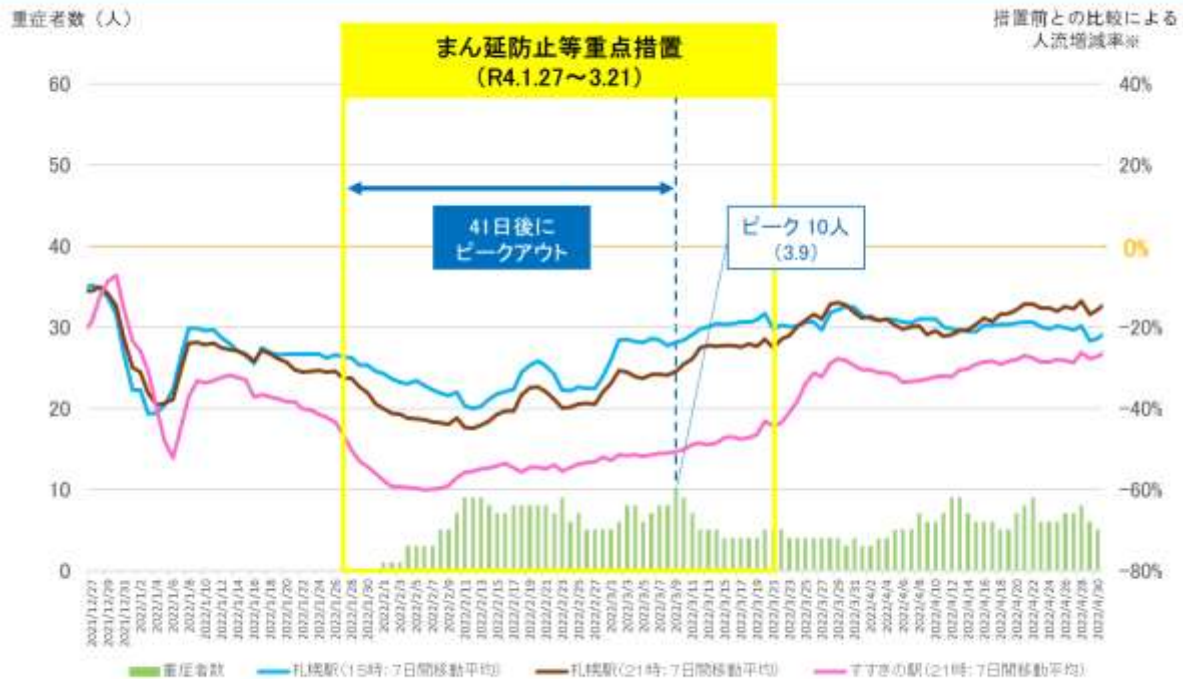
行動制限と人流及び入院患者数の状況 第Ⅲ期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に作成

行動制限と人流及び重症者数の状況 第Ⅲ期



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に作成

(第Ⅲ期)国の専門家による評価等

<特措法に基づくまん延防止等重点措置 (R4. 1/27~3/21) >

(国の専門家の評価等 (R4. 3/23 ADB))

■継続的な減少傾向が見られた昨夏の感染拡大状況とは異なり、新規感染者数の減少は緩やかであり、未だに高いレベルで推移している。これからお花見、謝恩会、歓送迎会などの時期を迎え、特に夜間滞留人口が増加する可能性があることから、今後の感染者数の動向とあわせて注視していくことが必要。

※令和4年3月30日以降、国の専門家は、以下のような感染の増加要因と抑制要因の変化が、今後の感染状況に影響すると整理。(R4. 3. 30~ADB)

- ①ワクチン接種及び感染による免疫等
- ②接触状況
- ③流行株
- ④気候、季節要因

※令和4年7月15日、オミクロン株の特性なども踏まえ、国の基本的対処方針に「現下の感染拡大への対応については、新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動をできる限り維持する」ことが位置づけられた。ただし、今後、ウイルスの特性に変化が生じた場合や、感染拡大により、医療がひっ迫する場合などには、行動制限を含む実効性の高い強力な感染拡大防止措置を講ずることとされた。

(9) 感染対策と経済活動の両立に向けた需要喚起

どうみん割 (R2実施)

1. 趣 旨 新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図る。
2. 実施期間 令和2年7月1日～令和2年12月27日
※ 11/27～12/27までは札幌市を除く
3. 実施内容 利用対象者：道民
旅行割引額：最大50% (上限10,000円)
※ 10/20からは離島は最大60%、上限12,000円 (りとうぶらす)

Go To トラベル

1. 趣 旨 失われた旅行需要の回復や旅行中における地域の観光関連消費の喚起を図るとともにウィズコロナの時代における「安全で安心な旅のスタイル」を普及・定着させる。
2. 実施期間 令和2年7月22日～令和2年12月27日
3. 実施内容 利用対象者：国民
旅行割引額：35% (上限14,000円、日帰り7,000円)
地域共通クーポン：15% (上限6,000円、日帰り3,000円)

新しい旅のスタイル

1. 趣 旨 感染防止対策を徹底した「新しい旅のスタイル」を構築し、その普及・定着を図る。
2. 実施期間 令和3年4月2日～令和3年12月5日
※4/2～5/15までは札幌市を除き実施
※感染拡大に伴い、5/16～10/14までは事業全体を停止
※道内を6圏域に分け、利用者を同居者(または個人)に限定して開始
11/1から圏域設定解除、11/15から同居者要件を解除
3. 実施内容 利用対象者：道民 ※11/14まで同居者または個人での利用のみ
旅行割引額：最大50% (上限10,000円 ※離島は上限12,000円)
4. 利用条件 同意書及びアンケートの提出、黙食・黙浴など
5. 感染対策 黙食・黙浴について注意喚起するポスター、チラシ等をレストラン・浴場などに掲示すること、可能な限り部屋食または予約単位のテーブルでの食事とすること等を遵守事項とし、履行確認のため、適時、参画施設に対する立入検査を実施。

どうみん割 (R3-R4実施)

- 趣 旨** 観光関連事業者を幅広く支援するため、感染防止対策の徹底を前提として、宿泊旅行商品等を造成・販売する旅行会社や宿泊施設等に対し、支援金を交付するとともに、クーポンを発行。
- 実施期間** 令和3年12月6日～令和4年10月10日
※ 1/22～3/21まではまん延防止等重点措置に伴い事業停止
※ 4/29～5/8までは対象外
- 実施内容** 利用対象者：道民＋東北各県民 ※ 国の制度改正に基づき、対象を順次拡大。
旅行割引額：最大50% (上限5,000円)
ほっかいどう応援クーポン：一律2,000円
- 利用条件** 規定回数のワクチン接種済または検査の陰性証明 (R4.1.4から)
同意書の提出、黙食・黙浴など
- 感染対策** 黙食・黙浴について注意喚起するポスター、チラシ等をレストラン・浴場などに掲示すること、可能な限り部屋食または予約単位のテーブルでの食事とすること等を遵守事項とし、履行確認のため、適時、参画施設に対する立入検査を実施。

HOKKAIDO LOVE! 割 (全国旅行支援)

- 趣 旨** 観光関連事業者が厳しい状況にある中、感染防止対策の徹底を前提として、宿泊旅行商品等を造成・販売する旅行会社や宿泊施設等に対し、支援金を交付するとともに、クーポンを発行。
- 実施期間** 令和4年10月11日～令和5年7月14日
※ 宿泊は7/15チェックアウトまで
※ 12/28～1/9及び4/29～5/7利用分までは対象外
- 実施内容** 利用対象者：全都道府県民
※ () は1/10以降
旅行割引額：40% (20%) 上限：交通付宿泊 8,000円 (5,000円)
上記以外 5,000円 (3,000円)
ほっかいどう応援クーポン：平日 3,000円 (2,000円)
休日 1,000円 (1,000円)
- 利用条件** 規定回数のワクチン接種済または検査の陰性証明
※5月8日利用分以降は不要
- 感染対策** 手指衛生や三密の回避など基本的な感染対策等を遵守事項とし、履行確認のため、適時、参画施設に対する立入検査を実施。
※3月13日以降、マスク着用は個人の判断を基本とすることに変更
※5月8日以降、基本的な感染対策等は利用者・事業者の判断に委ねることに変更



ぐるっと北海道

- 趣 旨 交通事業者が発行する割引乗車券等について、利用者の購入費用の一部を負担することにより、活動自粛で失われた交通需要の喚起や道内周遊の促進を図るとともに交通事業者による新北海道スタイルの推進を図る。
- 実施期間 令和2年7月～令和5年3月末(販売期間は令和5年2月末まで)
※R2. 12. 28～R3. 10. 14及びR4. 1. 27～R4. 3. 21までは新規販売を休止
- 実施内容 道内の交通事業者(鉄道、バス、タクシー、フェリー、航空)が販売する割引乗車券等について、その割引相当額を補助。
補助率：一事業者単独の場合：30%以内
複数交通モード連携の場合：50%以内
- 補助対象 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む公共交通を担う交通事業者(公営企業を除く)
- 販売された主な乗車券



鉄 道	・JR北海道による全道6日間周遊バス ・道南いさりび鉄道による1日乗り放題バス 等
タクシー	・ハイヤー協会による割引クーポン
バ ス	・中央バスを含むバス事業者14社によるクーポン乗車券 ・旭川電気軌道及び北都交通、沿岸バス、帯津観光、函館バス、北海道バス、道南バスによる個別の回数券 ・道北バス・旭川電気軌道・ふらのバスによる乗り放題バス 等
フェリー	・ハートランドフェリー、羽幌沿海フェリーによる往復割引券
航 空	・JAL、ANA、HACによる割引乗車券

Go To Eat

- 趣 旨 感染予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店及び食材を供給する農林漁業者を応援する。
- 実施期間 令和2年11月10日～令和4年5月10日
(販売期間は令和4年4月10日まで)
※R2. 11. 30～R3. 8. 18 販売停止
※R3. 8. 19～R3. 10. 14及びR4. 1. 27～R4. 3. 21 テイクアウト・デリバリーのみに限定
※R3. 10. 15～R3. 10. 31 店内利用は4人以内、2時間以内に制限
- 実施内容 発行総額：100億円
(販売額：8,000円(額面：10,000円)、プレミアム率：25%)
紙クーポン：100万冊
- 販売・参加店舗数実績
 - 販売状況：838,227冊
 - 利用額：約83.1億円(約99.2%)
 - 参加店舗数：7,743店(令和4年5月10日時点)

ほっかいどう認証店応援クーポン

- 趣 旨 プレミアム付き食事券を発行し、外食需要を喚起することにより、飲食事業者等の経営を支援。 ※ 第三者認証店が対象
- 販売期間 令和4年8月1日～令和4年12月9日
※ 電子クーポンは8/19から
- 利用期間 令和4年8月1日～令和5年 2月7日
※ 電子クーポンは8/19から
- 実施内容 発行総額：45億円
(販売額：4,000円(額面：5,000円)、プレミアム率：25%)
紙クーポン：70万冊、電子クーポン：20万冊
- 販売・参加店舗数実績
 - 販売状況：紙、電子ともに完売
 - 利用額：44.6億円(99.2%)
 - 参加店舗数：7,777店



がんばろう！商店街

- 趣 旨 感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街等が行う、イベント、オンライン活用事業等を支援することにより、地域の事業者が活気を取り戻すことを後押しし、地域の活性化につなげる
- 実施期間 令和4年10月17日～令和4年11月7日(応募期間)
令和4年12月10日～令和5年1月31日(事業実施期間)
- 実施内容 1者単独：最大440万円まで支援
2者連携：最大880万円まで支援
3者以上連携：最大1,155万円まで支援
- 支援対象 全国の商店街等の組織(商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会、まちづくり会社、任意の商店街組織など)が行うイベント事業、新たな商材の開発事業、商店街プロモーション事業 ※地方公共団体との連携が必須条件

イベント割

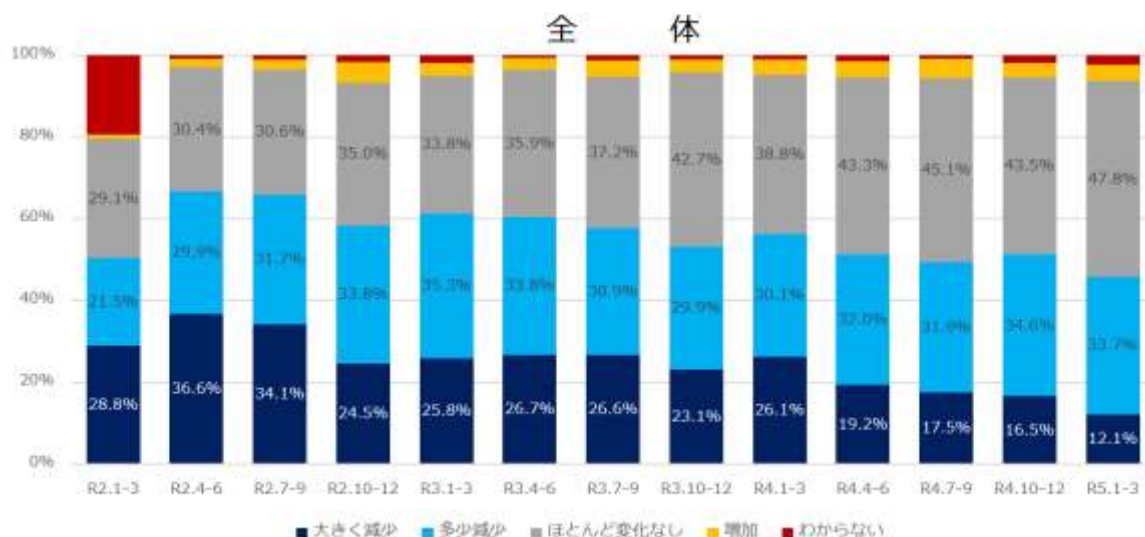
- 趣 旨 コロナ禍で影響を受けているイベントの需要喚起のため、チケット代金の割引販売を支援
- 実施期間 令和4年10月11日～令和5年1月31日
- 実施内容 チケット代金の割引(2割相当分、上限2,000円)
<対象となるイベント例>
演劇、音楽コンサート、芸能・演芸、スポーツ観戦、スポーツ参加、映画館、博物館、展示会、遊園地など
- 利用条件 事業者：業種別ガイドラインなどの遵守
利用者：ワクチン接種歴または陰性の検査結果 など

企業経営者意識調査 (令和2年～令和5年)

～ 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について

売上・利益等への影響の程度

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の平年同時期と比較した、本年1-3月の売上・利益等影響は、全体では「大きく減少した」と「多少減少した」と併せて45.8%の企業が「減少した」と回答(ピーク時のR2.4-6月期から20.7ポイント改善)

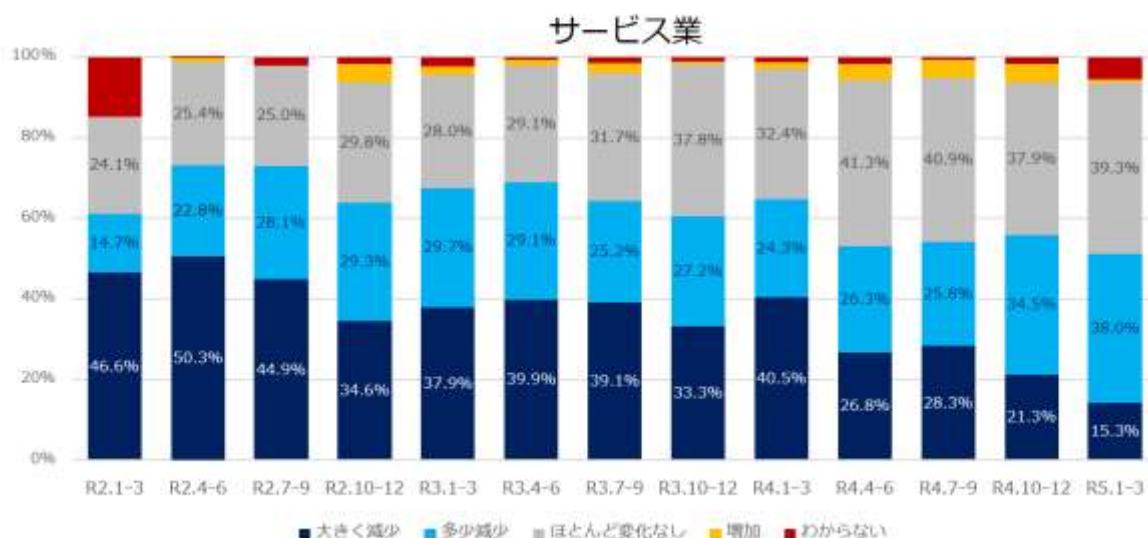


企業経営者意識調査 (令和2年～令和5年)

～ 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響について

売上・利益等への影響の程度

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の平年同時期と比較した、本年1-3月期における売上・利益等影響は、全体では「大きく減少した」と「多少減少した」と併せて53.3%の企業が「減少した」と回答(最悪だったR2.4-6月期と比較して19.8ポイント改善)



(10) 事業者等への支援

中小企業総合振興資金

1. 概要 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた道内の中小企業の方に必要な資金を、金融機関を通じて低利でご利用いただける融資制度
2. 融資制度 ■経営環境変化対応貸付【認定企業】(従来型)
 ■経営環境変化対応貸付【認定企業】(伴走支援型)
 ■企業体質強化貸付(資本性ローン協調)
 ■コロナ克服サポート貸付
3. 資金使途 事業資金
4. 融資金額 1億円以内～4億円以内 (制度毎に金額が異なる)
5. 融資実績(億円未満:四捨五入)
6. ゼロゼロ融資(R2.5～R3.5実施)の返済開始時期等

	合計
令和2年度	1兆1,345億円
令和3年度	1,334億円
令和4年度	706億円

※ 中小企業総合振興資金全体の実績



- 道の対応
- ・道制度融資の貸出要件を緩和し、借換の利用を促進
 - ・金融機関等に対する返済条件変更への柔軟な対応を要請
 - ・専門家派遣や伴走型の経営相談の実施

中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業

1. 趣 旨 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている道内中小・小規模企業に対し、ポストコロナに向けた事業再構築等の経営課題に応じた専門家を派遣し、事業活動の維持・継続を支援
2. 実施内容 ■中小企業診断士等の専門家を派遣し、販路拡大・事業再構築、補助金等各種支援施策の活用、融資の返済計画策定、資金調達、事業承継等に係る助言・指導を実施
 ■専門家の派遣を受けた事業者の取組事例をHPで公開し、道内中小・小規模企業へ効果を波及

■実績	相談社数	派遣回数(延べ)
令和2年度	805社	1,305回
令和3年度	942社	1,553回
令和4年度	1,136社	1,773回

3. 実施期間 令和4年4月4日から令和5年3月10日まで

4. 事 例 ■取組概要 すすきのでバーを営む事業者が、コロナ禍による顧客の生活様式の変化に対応するため、新たに定山溪温泉でテイクアウトを主体としたスイーツ事業に挑戦。
 ■指導内容 事業計画のブラッシュアップと併せて道補助金の申請を支援し採択されたほか、資金確保のため市補助金の申請と公庫融資の手続きを両輪で進めるよう指導。

BCP (事業継続計画) 策定の促進

※非予算事業

1. 趣 旨 感染症や災害の発生時においても事業活動への被害を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指すため、道内中小・小規模企業のBCP策定を促進
2. 実施内容
- 「BCP策定支援セミナー」の開催
道内中小企業等を対象とした、BCPの概要・策定のポイントなどに関するセミナーを開催
 - ・令和3年度 オンラインセミナー：5回実施、動画配信：2種
 - ・令和4年度 オンラインセミナー：3回実施
 - 「BCP策定の手引き」の活用
冊子の配布や道HPへの掲載を通じ、策定のポイントや事例を周知
 - 関係団体を通じた周知
BCPの点検・策定など事業継続への取組に関する事業者等への周知について、関係団体に対して依頼

道産食品の消費喚起事業

1. 趣 旨 コロナ禍の長期化や原材料高騰の影響を受ける事業者を支援するため、道産食品の消費喚起や販路確保に取り組む
2. 主 な 実施内容
- 北海道どさんこプラザ各店や「北海道の物産と観光展」会場、道内百貨店で使えるプレミアム付商品券を発行
(一冊あたり額面7,000円、販売価格5,000円(プレミアム2,000円))
 - 通販サイト等で道産品を3割引で販売
 - 道外のスーパー等小売店に道産食品特設コーナーを設置
 - 通販カタログで道産食品を販売(R3.5媒体、R4.6媒体)
 - 道外の百貨店等で振興局主導の地域フェアを開催(R4のみ)
3. 実施期間 令和3年度(令和3年5月～令和4年3月)
令和4年度(令和4年5月～令和5年3月)

4. 販売実績

施 策	実 施 規 模		売 上 実 績	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
(1)商品券	140,850冊	171,000冊	9億7,511万円	11億9,700万円
(2)通販割引販売	26媒体	24媒体	7億8,622万円	7億7,122万円
(3)小売店	1,345店舗	912店舗	9億4,800万円	11億6,546万円
(4)通販カタログ	5媒体	6媒体	1,800万円	4,379万円

※R4年度は1月末現在

北海道 異業種チャレンジ奨励事業

「今こそジョブチャレ北海道」

- 趣 旨** 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が、北海道内の人手不足が深刻な対象業種に異業種から就職した場合、就職者に奨励金を支給することにより、早期就職を促進するとともに、対象業種の人材確保を支援する。
- 支給要件**
 - (1) コロナ禍による離職者であること
 - (2) 北海道内で対象業種に属する事業を行う事業所に令和4年4月1日から令和4年11月30日までに、正社員等として雇用され、3ヶ月以上勤務した者であること
 - (3) 当該事業所に正社員等として雇用された日前1年間において、対象業種とは別の業種に属する事業で就業していた者であること 等
- 対象業種** 社会保険・社会福祉・介護事業、道路貨物運送業、飲食店 他
- 受付期間** 令和4年4月1日から令和4年12月30日まで
- 奨励金** 10万円＋転居費用(実費上限20万円)
- 実績** 就職者117名(うち、転居を伴った者20名)

【再就職支援】ジョブカフェ・ジョブサロン

- 趣 旨**

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた方々に対し、ジョブカフェ・ジョブサロンにおいて、きめ細かなキャリアカウンセリング等を実施し、再就職を支援する。

2. 実績

(1) ジョブカフェ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
カウンセリング件数	8,201	11,531	11,827
就職者数	5,311	6,684	6,371

(2) ジョブサロン

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
カウンセリング件数	2,104	3,132	3,244
就職者数	498	765	778

※北海道就業支援センター事業全体の実績

北海道短期おしごと情報サイト

新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足への緊急的な対応として、「北海道短期おしごと情報サイト」を開設し、一次産業や流通業など人手不足にある企業等と、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい希望を持つ方々などを繋げることにより、生産維持・事業継続をサポート。

令和4年度は、114社119名の求人情報を掲載した。

ワンストップ窓口

新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等の経営や金融等の相談にワンストップで対応するため、本庁・各(総合)振興局に総合相談窓口を開設。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金融関連相談	935件	466件	727件
経営関連相談	4,421件	2,947件	1,025件
創業関連相談	107件	137件	155件
合計	5,463件	3,550件	1,907件
うちコロナ関連	4,417件	1,802件	82件

道内事業者等事業継続緊急支援金

【原材料価格高騰分】

- 概要 コロナによる売上減少に加え、原材料価格高騰の影響を受けている法人に10万円、個人に5万円の支援金を給付
- 給付要件 (1) 売上要件：直近の売上がコロナ前と比べて2割以上減少
(2) 原材料コスト要件：直近の原材料価格が1年前と比べて増加
- 受付期間 令和4年7月27日～12月23日
- 給付件数 41,815件

【エネルギー価格高騰分】

- 概要 コロナによる売上減少に加え、エネルギー価格高騰の影響を受けている法人に10万円、個人に5万円の支援金を給付
- 給付要件 (1) 売上要件：直近の売上がコロナ前と比べて2割以上減少
(2) エネルギーコスト要件：直近のエネルギー料金が1年前と比べて増加
- 受付期間 令和5年1月19日～4月30日
- 給付件数 54,757件(6/11現在)

(11) 生活に困窮される方々への支援

生活福祉資金特例貸付の貸付状況

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方々などを対象とした生活福祉資金の特例措置に対して、これまで600億円を超える予算を措置しており、貸付実績では、約141,000件、約511億円となっている。

なお、特例貸付の申請受付については令和4年9月末で終了し、令和5年1月から、償還が免除される世帯を除き、順次償還が開始されている。

■新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元年度からの推移

	令和元年度※2	令和2年度※3	令和3年度	令和4年度 (9月末まで)	特例貸付 合計
件数 ※1	146	71,393	60,691	9,215	141,299
貸付金額 (千円)※1	12,956	23,414,516	24,428,000	3,317,034	51,159,550

※1 緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付分・延長貸付分・再貸付分)を合計した件数及び貸付金額。

※2 令和元年度は特例貸付実施前の本則運用分。

※3 令和2年度は、特例貸付が開始された令和2年3月25日から令和3年3月末までの数。

生活困窮者自立支援事業の実施状況

■自立相談支援事業の相談件数

生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所を設置する自治体の自立相談支援機関において、生活に困窮される方々からの様々な相談に対応している。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後の状況)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (令和5年1月現在)
新規相談件数 (全道)	8,849件 (737件※)	26,064件 (2,172件※)	27,135件 (2,261件※)	15,243件 (1,524件※)

※()内の数字は、1ヶ月あたりの平均(小数点第一位を四捨五入)

■住居確保給付金の支給状況

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、昨年4月20日から、「休業等に伴い収入が減少し、住居を失うおそれがある世帯」に対しても、家賃相当額を給付してきており、感染症拡大前の令和元年度と比較して令和2年度以降は高い水準で推移している。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後の比較)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (令和5年1月現在)
新規支給 決定世帯数	96件 (8件※)	2,718件 (227件※)	1,205件 (100件※)	716件 (60件※)
支給額 (千円)	9,615	462,068	370,627	196,430

※()内の数字は、1ヶ月あたりの平均(小数点第一位を四捨五入)

生活保護の申請状況

■全道の保護申請件数

令和4年度は16,472件 ※令和3年度の15,351件に比べ、1,121件増加

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全道保護申請件数	15,372件	15,351件	16,472件

■全国と全道の申請状況

生活保護申請件数は、令和4年度は前年比で増加している。

全国も同様の傾向だが、厚生労働省は未だコロナ禍から抜け出したと言える状況ではなく、今後も物価高が生活困窮者に与える影響などを注視していく必要があるとしている。

ひとり親世帯への支援

- 令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金(令和3年度からは低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金)を支給している。

<支給対象者>

- ① 児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 公的年金等を受給していることにより、上記手当の支給を受けていないが、収入が支給制限限度額を下回っている者
- ③ 上記手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、その収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者

<北海道及び道内各市の支給実績> ※政令市・中核市を除く

区分	令和2年度		令和3年度	
	世帯数	支給総額(千円)	世帯数	支給総額(千円)
対象者①	50,686	3,322,580	24,034	1,816,000
対象者②	1,989	126,360	649	48,100
対象者③	2,563	170,510	913	74,000

※令和2年度は、対象者①～③に対して追加給付を実施したため、世帯数及び支給総額が増

※世帯数については延べ数